

平成28年度第1回秋田県農山村ふるさと保全検討委員会

日 時 平成28年9月15日(木)

10:00~12:00

場 所 ふきみ会館 3階 白神

議 題

(1) 報告事項

1) 実施状況等について

ア 日本型直接支払交付金事業

(ア) 多面的機能支払交付金

(イ) 中山間地域等直接支払交付金

(ウ) 環境保全型農業直接支払交付金

●以上について、事務局が配布資料により説明

【質疑応答】

A委員： 環境保全型農業直接支払交付金について、東北で5番目で、全国で15位という現状であるということですが、なぜ米を主に頑張っている秋田県がこうなっているのか理由を教えてください。

事務局： 例えば山形県は、7560ヘクタールと面積が非常に多いわけですが、中身については堆肥の施用が、4000ヘクタールほどあります。堆肥の施用は、秋田県はその取組が250ヘクタールくらいしかないということで、大きく異なっております。その他に山形県は冬期湛水管理の取組が2000ヘクタールあります。冬期湛水管理につきましては、稲刈り後2ヶ月ほど水を水田に張るという取組がありますが、雨水だけではダメで用水からきちんと水を入れなきゃダメなんですけれども、水利権とか色々と経費がかかるということもあって、本県では伸び悩んでいる現状です。本県としても他県の取組状況を参考にしながら、どこが問題なのかを分析して進めているところであります。

B委員： 日本型直接支払制度に関わるアンケートの取りまとめ結果では、地域の組織の広域化や事務委託の推進について希望があまり高くないという結果があり、その背景を教えてください。と、県の今後の方針と地域の実情が少し合っていない

いとなった場合に、今後どういう課題解決の方針を示していけばいいのか教えてください。

事務局： 組織の広域化については、やはり人と人との調整になってきますので、地域の深い問題がある場合は、なかなか合併が進まないところもあります。ただ県では、まずは書類だけでも一本化しませんかと呼びかけています。書類の作成が一本化されれば、それにぶら下がる集落は活動に専念することができると思いますので、まずはそういった段階から始めて、徐々に人の交流も進み、最後には組織や、面積にこだわらずに、お金の面でも融通を利かせられるような広域化を図っていければと思っています。少しずつ手順を踏んでいければと思っています。

C委員： 日本型直接支払制度の市町村別実績ですが、日本型直接支払の取組においては、市町村合併する前の旧市町村単位での数値での把握も必要だと思います。環境保全型農業直接支払交付金の課題で有機農業を実施している団体、有機農業が減少している理由を知りたい。

事務局： 昨年も申請から実績が減っていますが、有機農業は除草に手間がかかります。除草をお願いしている方々の高齢化により、どうしても除草が間に合わなくて除草剤をまいてしまったとかという現状です。野菜など小さい面積の取組の方々は増えていますが、どうしても米の生産でそうしたケースが生じると、減る面積が大きくなります。(旧市町村単位の実績について、委員に別途説明した。)

C委員： 最近の飲食店のニーズとして、玄米食がやはり主流になりつつあります。農薬が玄米のところにたまりやすいという認識も浸透しており、TPPも絡んできているので、有機の玄米に対するニーズが高まっており、非常に付加価値が高くなってきている。就農している方たちと、私どものような現場がコンタクトをとれるような機会をぜひ設けていただければ、そのあたりも解決するのではないかと思います。

A委員： 私も個人的に飲食店に行くとき普通の白米と玄米を選ぶことができるお店が増えてきたなと感じているところで、この部分がすごく大切だと思います。平成27年度の実績を振り返ると大潟村と横手市が非常に多いんですね。今後更に各市町村において環境保全型農業直接支払の取組を進めるに当たって課題は2点あります。

① 偽装肥料問題で県産米のイメージが低下していること。

② 偽装肥料問題が露呈した結果、有機米は無肥料ではなく、有機肥料を投入していることが知れ渡っていること。

こういった課題を払しょくしていくことが大事ではないでしょうか。

事務局： 今、両委員からお話がありましたが、まさにご指摘のとおり米全体の国内の需要量がどんどん減っていく中で、秋田県産米をどうやってアピールしていくかということで、消費者の関心の高まりに応えていくというのもひとつあると考えておりまして、我々もやっていかなければならないひとつなのかなと思っています。巻で有機、有機と言っているのに何でこんなに少ないかと難しい面を言いますと、技術的に誰もが取り組めるような標準的な技術というのが確立されてなくて、青森の奇跡のりんごという完全有機無農薬の有名な方がいますけれど、あの取組も最初は全くうまくいかなくて、何年もして初めて乗り越えたとか、そういった技術的な部分もあり、なかなか行政として画一的に広げられるような段階には至っていないというのがひとつあって、さらにその上で、量も大規模で大量生産というのも難しいので、流通に乗せるというのが難しく、売り先は自分たちで確保している現状など課題があって、なかなか進んでいないところです。ただ一方で先ほどお話があったとおり、そういうものを求める声があるというのを直接生産サイドにも繋げていき、相手の顔が見えればそれに向けてやっていこうだとか、技術も学んでいけば展開していく余地はあると思うので、生産サイドだけでモヤモヤしてないで、そういった消費者の方々と交流が進むよう頑張っていきたいと思います。

D委員： 現場の話ですが、秋田おぼこ農協は「米の精」とかやっていますが、それなりの価格が付くということでやったんですが、なかなか付かなくて、やめていく人がいる。それと栽培方法も農薬も規制されて雑草にまけてしまって、米農家は自分の田が雑草にまけてしまうと、それによってやめてしまうということがあります。価格も付かない。それと堆肥を撒くと言っても、それなりの機械がないとできません。畜産農家は専門的な機械を持っていますが、普通の米農家は機械がないので、それに対する県としての補助も考えてもらえれば、色々なところから持ってきて、撒いたりもできます。季節的に秋の収穫が終わってからとなると雨が多くて雪が降ってくるので、なかなか難しいところもあります。仙南では、ファンケルさんが精米するより玄米で食べるおいしいということで、「金のいぶき」というのがかなり広まっている。消費者さんは、そういうことを考えて、農協さんじゃなくて、そういうところを回っているというのを見てきました。

B委員： 有機農産物の市場のシェアについては、どんどん減っている。それは日本国内の有機農産物の価格が高いという前提があります。環境保全型農業というのは、有機をやれば生産量が減ったりするので、コストがかかった分だけ価格を補っている。実を言うと、欲しいという意見もある一方で、購入者は減っているという実態があります。生産者も組織化しないと個々では不安ですよ。取引というのは、契約者がその分出さなきゃいけない。多くの農家は農協に販売を委託するだけなので、つまり個々で取引をすることは大変なこと。大潟村には、いろいろな園芸農家もいますが、契約栽培は実はペナルティがあります。気候がおかしくて物ができなければ、ペナルティなんですよ。そういうので、色々な苦勞をしています。耕作放棄地が出てきてて、カメムシが発生している。つまり有機農業で農薬をまかないことと、ある程度虫を発生させない環境を保持することは難しいことだと思います。

(1) 報告事項

1) 実施状況等について

イ 中山間ふるさと・水と土保全対策事業及び

中山間ふるさと・水と土保全推進事業

(ア) 中山間土地改良施設等保全基金について

(イ) 実施状況等について

●以上について、事務局が配布資料により説明

【質疑応答】

B委員： 何年くらいこの基金を使っていこうと考えていますか。

事務局： この基金についてなんですけれども、基金造成時は運用益を活用してくださいとの国からの指示でしたが、金利が下がり運用益では足りなくなったので、残高の3%以内を取り崩して活用しても良いという方針になりました。現在の秋田県の場合、残高が10億円弱ですから3000万円程度活用できることになります。上限額がある程度制限されていますので、その中で計画して進めている状況です。

(2) 審議事項

1) 多面的機能支払交付金の中間評価について

●以上について、事務局が配布資料により説明

【質疑応答】

E委員： 多面的機能支払交付金秋田県中間評価報告書(案)の中で、「農用地での鳥獣被害」は評価が低い、抑制できなかったのか理由を教えてください

事務局： 他県に比べまして、被害も少ないというのがありますし、被害が少ないということは取り組む組織も少ないということで、対象地域がそれほどないというのが現状です。

E委員： 評価の仕組みそのものが、発生件数に対してどのくらい抑制したとか、そういう見方にしないと意味が分かりにくいのではないかと思います。農村環境の保全・向上という点では、素晴らしい花壇が満ちていたり、プランターで花を植えていたり、地域の方々は毎日目に見えている。そうしたことは、住民の方々にとっては重要なのかなと思う一方、まれにたまたま足を踏み入れた者にとっては、それはそれで大切なんだろうけれど、田んぼの方に見えるススキがいっぱい生えたような側に植えた方が景観としてはいいのかなと思ったりするんですが、花いっぱい運動以外にいい方法を推奨することはできないのかなと。

事務局： 県内を見渡しますと休耕田を活用して、綺麗な白い花が咲く、そばを植栽したりしている事例もあるんですけども、あとはこの農村環境活動に取り組むにあたって、事業要件として、5つのテーマがある中で、最低限1つ取り組みなさいということになっており、活動組織は比較的取り組みやすい植栽活動に取り組んでいるのが実情です。というのも、環境活動となると、人を呼んでも、それなりに多くの人がいないと活動を展開できないということで、役員の方が比較的楽な方ということと変なんですけど、簡単な活動に流れていってしまうということはあるかと思えます。そこに簡単なアイデアや助言があれば、こういった活動もできるのかという風に考えて活動の充実につながると思いますので、やはり他の組織の優良事例等をもっと組織の方に提供することで、また違った活動が展開されていくことを期待したいと思います。

植栽活動というのは子供とかお年寄りとか全員が参加できる活動ということで、偏りがちとはなっていますが、大変いい取組だということで実際に増え

ているので、これを抑えようという気持ちもありませんし、みんなで仲良くできるいい活動だなと思っております。

事務局： 本日の中間評価の資料3ですけれども委員の皆様宛に、本来であれば事前に1～2週間早めにお送りして評価していただければと思っていましたが、資料の送付が遅れた関係もありまして、本日ご意見等頂戴いたしますが、本日から2週間ほど期間を設けまして、その2週間の間に、またご意見等あれば後日メールなりでご連絡いただきたいと思っておりますので、本日は本日の意見として頂戴するほかに、その後2週間ほど期間をいただいて、ご意見を頂戴するという事によってよろしく願いいたします。

(2) 審議事項

2) 「守りたい秋田の里地里山50」推薦地区の認定について

●以上について、事務局が配布資料により説明

【質疑応答】

E委員： 制度の目的は分かるが、選定認定された後に、この制度を活用した地域がどのくらい色々な取り組みに取り組める可能性が広がるかなと考えたときに、まだ少し見えにくい。たとえば募集要領を見ると、一番最初に認定された地域の魅力を発信しますと書いてありますが、選定された地域のニーズというか、何を求めて選定してもらっていて、それが実際に県がやろうとしている発信とどのくらい噛み合っているのかというのが分からないので、地域のニーズを知りたいのと、このホームページ等での発信なんですけど、私がざらりと検索したときに、県庁のホームページで今公開しているものが全てと理解していいのか。県のホームページに3地区の事例があると思いますけど…。

PRという部分で、何か特別なまとまったコーナーがあって、情報が一気に見れるようなコンテンツページのようなものが今後出来上がるんですかね。

事務局： 県側のPRの仕方や、ホームページの見やすさ、探しやすさの点で足りないところもあるかもしれませんが、秋田の里地里山50として、27年度に認定しました14地区については、そのページを作成し掲載しておりまして、今年度につきましても今回の10地区について、ご了解いただいて認定された暁には、それに加えていきたいと思っています。地域のニーズという話がありましたが、里地里山50の地域は傾斜が1/20というような作業にも苦労するような地域ですの

で、そういうところを地域の皆さんが守ったり、どこかの地域と交流しながら、地域の活力を維持しているということ、広くご紹介して活動を広めることによって、他の農地の維持等に苦勞しているような地域にも取り組んでいただきたいという気持ちがあります。一方、地域によっては自分たちでしっかりやっているので、県の支援はいいですよというところもありますし、あるいは耕作放棄地が出そうなんだけれども、何とか農地を維持して頑張っているところもありますので、そういうところは、ふる水基金や棚田基金を活用して、地域が主体となって取り組むような都市農村交流ですとか、地域の活性化のための活動に対して支援をしているところでもあります。必ずしも全部を支援できるわけではないですが、もう少し先の例えば、企業さんとかとつながって、地域の特産物とかの取引が拡大していくような取り組みができないかなということでも検討しておりまして、この先の取組になりますが、認定地域に対する県の支援も十分ではないと思いますので、そういった面でも支援していきたいなと思います。

男鹿の安全寺地区では、基金の支援制度を活用して、オーナー制度をやったり、農業体験交流をやったりしています。守りたい里地里山50に選ばれたからというわけではないかもしれませんが、地域としても頑張って、農地を残していこうという取組をしていましたので、県でもそうした支援制度を紹介したところ、両者の制度と気持ちがうまく合った結果、農地の維持・保全のための取組が進んでいるのではないかなと思います。

B委員： 横手の共助組織、高齢者の屋根の雪下ろしを同じ集落の方々が、タダではないが普通の業者よりは安く引き受けて雪下ろしをする。保育所や高齢者施設を運営している社会福祉法人が、共助組織のあるような地域で作っている野菜を買い上げて昼食に使う。単独で結びつくかというのと、NPOが橋渡しして、少量でも買い上げますという仕組みを作って初めて成り立つ。今回守りたい里地里山に選ばれたところと、そういう契約を結んでみようという飲食店が現れてくると、話は進むのかな。ただ橋渡しをするのが行政なのかどうかというのは分からないところもあって、そういう相応しい団体があれば、うまくいくのかなと思います。

事務局： 確かに里地里山50の認定地域で取り組んでいるオーナー制度のようなものは、個人を対象にした物がほとんどでして、継続性の面で不安定なところもあるので、委員のご指摘のとおり、決まった企業に応援していただければ継続性や広がりも出てくるという面も確かにあると思います。
県民の方々に守りたいと思っていただくには、地域の魅力とか、公益的機能の恩

恵を自分たちがどれくらい受けているのかというところも理解いただくことが大事だと思う。

例えばフォーラムの開催などをも通じて、里地里山の役割のPRにも取り組んでいきたい。

(3) その他

事務局： 今回会議の段取りがあまりよくなくて、事前に資料をお送りしてご覧頂くところを、今日突然ご覧頂いて申し訳ありませんでした。里地里山50については、事務局としても自信をもって推進させていただいておりますが、他に気になる点等ありましたら、多面的機能支払の中間評価と一緒にご意見を頂戴いただければと思います。その上で手続きをしていきたいと思います。また認定後もサポートして欲しいと話がありました。どうしても中山間地域は、生産条件が不利ということで、平場地域と同じ土俵で戦うのはなかなか難しいので、伝統野菜という話もありましたが、条件の不利な地域でも、地域の特産物を活用して、農業生産や販売・加工、PRといったことに対しても支援する制度を設けていますので、そういった事業も紹介しながら、他の支援策も含めて検討し、サポートしていきたいなと思います。